「日米安保条約」と不整合な解釈改憲による「集団的自衛権」容認

―われわれは、集団的自衛権をどう批判するか―

前田　哲男

6月30日、リムパック2014、上陸用ボートを運ぶ初参加の陸上自衛隊、米海兵隊カネオ基地（ハワイ州）（産経新聞者web版より）

7月1日、安倍政権が閣議決定という手法によって「集団的自衛権」の行使容認に踏みきった日（たまたまそれは1954年に自衛隊が発足したのと同日でもあったが）、首相官邸からはるか東方にあるハワイ・オアフ島の浜辺に、米海兵隊輸送ヘリからゴムボートとともに降下した陸上自衛隊・西部方面普通科連隊の隊員40人が到達、銃を構えながら内陸部へと展開していった。「リムパック2014」に組みいれられた「離島奪還訓練」の一シーンである。その光景は、さながら直前におこなわれた記者会見における首相の高揚した内心を露呈させるもののようであった。日米協同訓練でしめされたこの攻撃パターンは、（これも「年内合意」をめざして同時進行中の）「日米新ガイドライン」（防衛協力指針）の一翼に位置づけられることになるのだろう。そこからみると、未来がすでに先取りされ、予行されているように思われる。閣議決定は、安保政策の〈転換〉であるより現実の〈追認〉――「尻尾が頭を振り回す」といったたぐい――ではないのか。

〈安倍安保〉の特徴は、従来慎重に隔離されてきた〈約束された言葉〉と〈行なわれた事実〉を、公然と統合しようとする点にある。したがって、具体的な事実を視野にいれた批判なしに憲法論議のみに終始する（それが重要であることに異存はないが）だけでは、今回もまた、「現実」が「規範」をねじ伏せる結果になるかもしれない。

1960年以降、54年間におよぶ日米安保協力の過程は、〈公権解釈＝集団的自衛権不行使〉と〈現実の動き＝〝上書き保存〟されていく事実経過〉の堂々めぐりであったとして過言でない。大きく括ると、①「顕教と密約」の振り分け――たとえば「核持ち込み禁止政策」と「沖縄核持ち込み合意密約」、また米軍基地使用条件（安保第6条）にある「極東の範囲」が東南アジア（ベトナム戦争）～中東（アフガニスタン攻撃、イラク戦争）へと拡大していくことの黙認。②「建て前と本音」にかくされた内実――典型的にはリムパック演習にあきらかな「集団的自衛権」の既成事実化＝〝上書き保存〟の蓄積だと理解できる。この手法が歴代自民党政権による安保運用の本質であった。

リムパック演習は、その格好のサンプルといえる。1971年に米海軍がはじめた多国籍海軍演習（2年に1度）に、日本は80年から参加するようになった。3回目となった「リムパック84」で、海上自衛隊護衛艦5隻とP－3C対潜哨戒機8機は、米原子力空母エンタープライズを護衛する想定任務につき、ソ連原潜に扮した〈おとり部隊〉を攻撃、「米艦防護」をおこなった。「リムパック86」以降は、参加部隊が1個護衛隊群（8艦8機）にふえ、基本シナリオ――サンディエゴを出港しハワイを急襲する米空母機動艦隊の作戦成功に寄与する――も、ロシア極東部にある海軍基地攻撃演習として定着した。

こうした構図は、閣議決定された「事例集9」にある「武力攻撃を受けている米艦の防護」の公認された先取りである。むろん、今回の想定敵は中国海軍であろう。それに陸自部隊がくわわる「離島奪還訓練」（事例1「離島等における不法行為への対処」）が追加されたのが〝上書き部分〟にあたる。

どう批判するか。もとより憲法第9条の意義を再定義し、より確固としたもの、また、本来あるべき規範として国民合意を確立させることが必要であることはいうまでもない。同時に、安倍政権の「閣議決定」が、これまでの自民党安全保障政策の特徴――密行と上書き路線――から離脱、集団的自衛権容

認の〝初期化路線〟にまで進展したことを考えると、憲法論議とともに、あらたな観点から「安保条約を問い直す」必要があるのではないだろうか。

そのさいの論点は2点ある。ひとつは、「日米安保条約は個別的自衛権の法理に立っている」事実を指摘しつつ、もし、集団的自衛権を容認するのであれば、論理上、安保条約第5条「共同防衛」の条文改定が必要であるのに、そこに触れようとしない矛盾を突くこと。

いまひとつは、安保第6条「基地許与」は、第5条が、そこに内在する〈日本＝個別的自衛権・米＝集団的自衛権〉の不均衡（米側のいう〝ただ乗り〟）をリカバリーさせるための義務であるがゆえに、安保条約が実質的に首相のいう「双務性」の方向に〝初期化〟される場合、6条は不必要、ないし米軍基地提供は義務でなくなる、とする論拠である。すなわち、解釈改憲は「安保再改定」を前提とすべし、とする論理が成り立つ。

条文に照らしてみよう。第5条「共同行動」には、「（日米は）日本国の領域の下における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」とある。

棒線は、「条約区域」が日本の領土・領海・領空に限定されていることをしめしている。つまり日米安保条約は（当時の9条解釈から当然ながら）日本の個別的自衛権を基礎に成りたっているのである。解釈変更により15事例中、事例8から事例15までが「条約区域外」の「共同行動」となる。そのうち、前にみた「事例9」や「日本有事に来援する米艦の防護」のケースは、すでに〝上書き路線〟によって5条行動に取りこまれてきた。

とはいえ、今回の「閣議決定」のように全面的に「日本国の領域の下」が「共同行動」の規制から除外されるとすれば、5条の条約区域は意味をうしなってしまう。

それによって日米軍事協力が対等の立場になる、〈双務性を回復する〉とみなすのは首相の勝手だが、その独断を実効あらしめるためにも「5条改定」が必須となる。

いま「安保廃棄」をさけぶことは、「閣議決定」「解釈改憲」にたいする直接的な武器とはならない。しかし、「安保再改定」を要求することで、安倍安保政策の不整合性および安保条約そのものの矛盾をあぶりだすことができる。

5条がそうだとすると、6条も安定ではいられない。なぜなら6条「基地許与」は、5条が抱えこむ不均衡――米側は日本防衛に集団的自衛権を行使するが、いっぽう日本は対米防衛義務を負わない――にたいする、いわばバーターとして日本側が差しだした条項だからである（このため日米安保は締結時「人と物のバーター」といわれた）。

じじつ、日本とことなり、当初から「集団的自衛権」を前提に締結されたNATO条約、米比相互防衛条約、ANZAS条約などは、もともと（海外派兵義務がある代わり）「基地提供条項」を有しない。このように安保における5条と6条は表裏一体なのである。「集団的自衛権」を行使する安保と「辺野古新基地建設」「思いやり予算」の安保は、両立しない。

もし、今後予定される「安保法制の全般的整備」により〈双務性〉をもつ日米安保協力が現実化していくなら（「新ガイドライン」に一部が登場するかもしれない）、5条と引き換えに提供された在日米軍基地に、返上通告、ないし大ナタを振るうのを当然の権利として主張できるようになる。「安保法制懇報告書」や「閣議決定文書」が、この「安保と憲法」の側面にまったく触れないのは、そこに弱点があることに気づいているからだろう。

「護憲」の立場から「安保再改定」を言いだしにくいことは承知しているが、そこに確実な突破口のひとつがある。

＊労働者学習センター刊『ひろばユニオン』8月号に、べつの側面からこの問題を分析しているので参照してほしい。（労働者学習センター：電話03－3355－1795）

（まえだ・てつお、ジャーナリスト）

※筆者新刊　前田哲男・飯島滋明編『Q&Aで読む日本軍事入門』（吉川弘文館、2200円＋税）